

平成30年度 児童養護施設ハーベスト 事業計画

〔ハーベストの 目的と機能 〕

わたしたちの「ハーベスト」は、様々な事情で自分の家で暮らせない子どもたちを、一時的にあるいは自立する年齢まで養育する児童養護施設です。

私たちは、「子どもたちの育ちが、社会の未来を左右する」という考えに立って、平成16年にこの施設建設に踏み出しました。

子どもたちが、「ハーベスト」での生活を通して心の安定をとりもどし、人間性を高めながら、自立にむかって歩み出して欲しい、これが私たちの願いです。

そのために「ハーベスト」は、受容と共感の立場にたって、子どもたちの心の傷を癒します。

そのために「ハーベスト」は、子どもたちに、情緒豊かな家庭的な営みと、安心と安全が確保された生活を保障します。

そのために「ハーベスト」は、多様な学びと豊かな人間関係を創りだし、子どもたちが社会的に自立できるよう、支援します。

そのために「ハーベスト」は、地域の各関係機関との連携を強め、施設・地域の養育機能の向上に努めます。

〔 目的 〕

児童福祉法第41条はその目的を

『 保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする。』

としています。ハーベストはこれを目的として施設運営に当たります。

〔 機能 〕

- 1)子どもたちが抱えている措置原因に対する解決改善機能
- 2)家庭代替え養育機能
- 3)社会的自立に対する援助機能
- 4)不安定な子どもの理解のための心理的援助による治療的機能
- 5)地域諸機関との連携による施設・地域養育機能の向上

〔 養護目標 〕

《 自分を大切にし、人と仲良く生活する子 》

《 来たときよりも前向きで明るく生活する子 》

- ・ 自分を大切に：自分自身の存在に危うさを感じながら生きてきた子どもが、ハーベストでの生理的欲求をはじめ、愛情や承認など様々な欲求が満たされようとする生活を通して、自尊感覚を取り戻し、明日にむけて自分を創りだそうとする気概をもった子どもに。
- ・ 人と仲良く：所属するハーベストでの安心安全が満たされた集団生活を通して、自身をありのままに受け入れ、他者に耳を傾け、他者を受け入れるという素直で積極的な対人関係を、柔軟に創りだそうとする社会性をもった子どもに。
- ・ 前向きに：ハーベストの生活をみんなで創りだしながら、物事をプラス発想でとらえて自己実現への課題を自らの力で解決しようと挑戦する子どもに。

《 子ども観 》

- ☆ 「人間」は、人間として生まれてくるのではない、生まれてから「人間」になっていくものだととらえます。いたわりの気持ちや優しさは、そうした環境のなかで生活することによって育まれるものだと思うのです。
- ☆ 人間は、「可能性」だけを持って生まれてくるものだととらえます。
- ☆ 子どもたちは、1人ひとりが主体者であり、かけがえのない存在としてとらえます。
- ☆ 子どもたちは、絶えず変化し、発展していくものだととらえます。
- ☆ 子どもたちは、夢と希望を持つことによって、生きる力を得ていくものだととらえます。
- ☆ 子どもたちは、依存しながら自立していくものだととらえます。
- ☆ 子どもたちは、失敗を糧に成長するものだととらえます。
- ☆ 子どもたちは、他者との関係を通して成長するものだととらえます。

《 処遇のみちしるべ 》

- ☆ 子どもたち1人ひとりの安全が保障され、安心して生活することができる場に。
- ☆ 子どもたちが、「大人への信頼」を取り戻せる場に。
- ☆ 子どもたちが、「ハーベスト」に依存しながら自立へ歩み出す場に。
- ☆ 子どもたちの、発達段階に応じた成長の節が大切にされる場に。
(・スキンシップの乳児期・情緒豊かな会話の幼児期・遊びと冒険の児童期 ・知的な自分づくりの思春期等)
- ☆ 多様で豊かな人間関係が結ばれ、他者を認識できる場に。
- ☆ 子どもたちの「学び」が保障され、人間的成長がはかられる場に。
「学び」とは ①新しい世界との出会いがあり ②他者との対話を通して ③自分自身に再度問いかけながら身につけていくものだと考えながら。
- ☆ 子どもたちが、自分のおかれている状況を正しく認識できる場に。
- ☆ 保護者と連携できる場に。

- ☆ 「ハーベスト」でともに生活する人々が、自分の良さを生かしながら、人間的な温かさを発揮して生活できる場に。
- ☆ 「ハーベスト」に関わる人々が、みんなで創りだしていく場に。
- ☆ 「ハーベスト」に関わる人々が、子どもたちとともに成長できる場に。
- ☆ 地域に、自然体で位置づることができる「ハーベスト」に。

処 遇 方 針

家庭的に整備された環境の中で、子ども達にとって安全安心な暮らしを提供する

かけがえのない子ども達を大切にしながら自立をうながし、自主的・自律的な生活を創り出す

安全安心な暮らしとは、個々の児童の入所理由、成長レベル、個々の職員との信頼関係の確立の度合いを吟味し、年齢や性別にとらわれず、それぞれに適した処遇を実現する。

自立とは、・自分の頭で考える力 ・自分から行動する勇気 ・その結果を自らのものとして引き受ける強さを身につけていることだと思います。子どもの発達段階に応じた課題を提示し、ハーベストで生活する個人または集団が、その課題に向けて挑戦していく過程を大切にすることで、職員が集団で協議しながら処遇に当たります。

【平成30年度重点項目】

平成29年4月から施行された改正児童福祉法を踏まえ、「新しい社会的養育ビジョン」が示されました。これを受け、国において、乳児院及び児童養護施設の多機能化等に関する手引きが示され、都道府県等の計画が平成30年度末までに見直されます。施設の小規模化、地域分散化及び多機能化等については、引き続き推進されることとなりますが、今回の改正児童福祉法により、乳児院の抜本的機能の転換が図られているように、児童養護施設においても、虐待を受けるなど重い発達障害を抱える子供の入所施設として、アタッチメント形成とファミリーソーシャルワークを基本とする治療的養育の専門施設、そのための高機能化、市町村総合支援拠点事業との協働（養育家庭学習の通所措置、ショートステイ、一時保護等）、有形無形の里親支援の経験値を活かした里親支援システムの構築などが求められてきます。平成26年度に策定した「家庭的養護推進計画」を見直し、より実現性の高い計画を策定するための十分な準備（潜在的な地域ニーズと動向の把握、行政機関を含めた関係機関との調整）をしていかなければなりません。

昨年度、2回目となる第三者評価機関による評価を受け、指摘された事項について改善し、子どもの最善の利益の実現のために施設運営の質の向上を図っていきます。また、昨年度と同様に様々な研修会に積極的に参加し、児童養護施設職員としての知識、見聞を広め、施設機能の拡充、多機能化に対応できる人材を育成していきます。更に災害への対策強化を実践し、より安心安全な居住環境を実現します。また、地域の方々および関係団体との交流を積極的に行い、ハーベストへの理解を深めていただけるように進めていきます。

具体的な実施項目

- 1 「新たな社会的養育推進計画(仮称)」の策定
- 2 りんどうユニットの小規模化
- 3 職員体制増強による養護体制強化
- 4 退所児童へのアフターケアの実施
- 5 食育の充実と健康管理の推進
- 6 防災訓練と災害準備用品の充実
- 7 非常勤職員も含めた研修計画に沿った研修
- 8 地域団体イベントへの児童の参画と共同イベントの実施
- 9 地域福祉ニーズに基づいた地域の子育て支援活動

また、子どもたちの規範意識を高め、みんなが安心して生活できる施設にしていくことを最大の課題として取り組みます。

☆子どもたち一人ひとりの現実を受け入れながら、子供の権利を保障し、自他共に人間的に成長させることができるハーベストに。

☆日々の生活上の課題に子どもたち自らが挑みかかり、課題解決への行動を通して人としての生き方を学べるハーベストに。

そのため ○ユニットの主体性を尊重しながら施設として調和のとれた運営を目指そう。
○子どもの心からの声が聞こえる職員になろう。
○先を見通した仕事ができる職員になろう。
○チームとして失敗をカバーし合える職員であろう。
○権利擁護、支援、養育技術の向上をはじめとする職員研修の体制を確立する。

等を目指します。

子どもの自立を支援できる体制の強化

☆異なる使命や現実をもって生まれてきている子どもたち一人一人がそれぞれに
①自己肯定感 ②他人への信頼感 ③共に生活する所属感 ④人のために役立つ自己有用感 ⑤自己実現の目標達成感等が体感できるよう日々の生活を計画し配慮する。

☆楽しい体験を豊かに準備する。(キャンプ、クリスマス等)

☆情操を育てる(植物栽培、人形劇観覧、文化活動への参加等)

☆運動を通して心身の健全化（バスケット、卓球、弓道等、運動部活動参加）

☆子どもたちを単に保護・養育の対象として捉えるだけでなく、その自立を社会的に支援していくという共通の目標のために職員の考えを一致させていきたい。

☆子どもたちの自発性を尊重しながらも、支援者として、教育的側面を提示しながら児童の判断力や自己決定力を高める指導を展開する。

* 物事や生活上の約束事・マナー・生活リズム等重視し、自らを律して規則正しい生活の自己管理と集団のなかでの役割分担を確立しながら自立を促進させたい。

* ユニットごとのより良い生活の向上のための取り組みを重視して、子どもの自治にどう委ねていくか職員が知恵を出し合い実践して行きたい。

* 日々の生活のなかに「学習」の時間を確実に設定定着させて、進学進路指導や自立にむけた学力を獲得向上させ、自己管理能力を伸ばしたい。

* 自分や他者を大切にすおよび権利擁護という観点から、「自他の権利の尊重」や「男女交際」、「性」の問題について学ばせ、他人を思いやる心を伸ばしたい。

* ユニットごとの食事作りを通して食べ物の有難さや家庭料理の温かさ、信頼し合う人間関係づくり、健康と体力等の食育を充実したい。

* 高校生は、学業とアルバイトの両立を図りながら、働くこと・金銭管理・人間関係づくり・挨拶・マナー等を身につけさせ自立への準備を促進する。

◇各会議・委員会の充実と機能の強化

児童の処遇の万全と職員の資質向上・相互協力を図る為、次の諸会議・委員会を設ける。

職員全体会議

全職員で構成し、事業全体の経営方針に基づき満足されるサービスを提供する為の機関とする。また、事業運営を円滑に行う為の業務、委員会、渉外等の調整、情報の共有化を図るものとする。

ユニット会議

処遇全般に関する事項を検討・討議・実践に方向付ける。会議はユニット職員が主宰し、諸課題を抽出し、改善対策等についての検討を行う。

リーダー会議

施設長・次長・事務長・主任・副主任・リーダー・心理療法士で構成し、処遇全般に関する事項を検討・討議・実践に方向付ける。会議では諸課題を抽出し、改善対策等についての検討を行う。

給食委員会

処遇目標に添えて給食全般に渡って討議する。又、健康づくりの基本三要素の一つである「栄養」を考慮しながら、特に食事を中心とした行事の企画、実行にあたる。

学習指導委員会

児童の個別処遇における学習指導計画を作成し、実施にあたる。又、学習支援ボランティアの受け入れの検討を図る。

年間行事委員会

年間を通し地域の風俗的習慣行事も各種取り入れ、生活の場としての潤いのある行事の企画、実行にあたる。又、施設敷地外における諸行事・まつり等、地域各種団体の協賛を得ながら、児童と地域の人達がふれあう交流事業を積極的に進める企画・実行にあたる。

防災委員会

児童・職員の生命、財産の保全を第一義とする。又、年間計画に基づいた防災訓練の実施にあたる。

施設内検証委員会

児童が安全かつ安心に生活出来るよう、施設内事故の検証、分析、対策を検討する。

保健衛生委員会

児童・職員が日常生活を送る為の健康管理及び環境整備を支援する。

苦情解決委員会

児童、ご家族様、関係機関からの苦情を未然に防ぐ為に対策、検討を図る。又、苦情報告を受けた際には、その内容について検討し解決にあたる。その結果を報告すると共に掲示板にて発表する。

◇事業計画と運営の評価改善

- 1 リーダー会議及び委員会担当者が参加
- 2 30年6月中間評価 31年3月年度末評価 31年4月計画設定
- 3 理念・目標・組織・支援管理・人事配置等事業全般評価改善